

知的ネットワーク時代の ネット著作権入門

インターネットで変わったこと、変わらないこと

第48回

4年間を振り返る～連載総括座談会：上

インターネットについての 立法が必要となる

中島：連載開始からの4年間を見ると、インターネットはまさに1つのメディアに成長できたわけです。ユーザーの理解もかなり深まってきたと思いますが、振り返っていかがでしょうか？

松倉：あのころ（4年前）はインターネットといってもほとんどの人がまだ何も知らない時期でしたね。

私自身もこの連載（インターネット時代の知的著作権入門）のお話を頂いたときには、パソコン通信の発展的なものぐらいにしか考えていませんでした。そこで、自分もインターネットを体験しなくてはということで、ホームページを開設してみたわけです。そうしたら、本当にとんでもないネットワーク社会が形成されていくことに初めて気がついて、それで私1人ではとても手に負えないと感じて、宮下先生と寺本先生をお誘いしたわけです。

当時はまだインターネットの技術について書かれた資料が少なく、インターネットマガジンの記事そのものがバイブルのような役割をはたしていましたよね。実はインターネットマガジンの創刊第2号は特許庁の審査資料にもなっているんですよ。そんな時代でしたから、まだみんながインターネット上で何が問題なのかという意識が低かった。その意味でインターネット上での知的著作権の問題を扱ったという先駆的な役割は果たせたのではないのでしょうか？

宮下：ホームページ素材の利用などに関しては、始まった当時問題になったことが、いまだによく問題に挙げられる気がします。寺本：たとえば、インターネットにおいてキャッシュに複製があるのは当然で、またキャッシュだけでなく、通常は暗黙のライ

センスだと説明すればカタがつくような、いちいち明文の契約はしない複製が始終起こりますよね。そこに妙な情報送信者が出てきて、文句を言った場合にどうするのか。松倉：つまり、インターネットのホームページを見たら勝手にキャッシュしてしまうようなソフトを作るとは何事かと文句を言う人が出てくるということですか？ マイクロソフトやネットスケープに対して。

寺本：古いデータを置いておかないでくれと送信側は思っている。でも古いデータがそのまま残っていたりする。送信者の主観的な意思と、インターネットに置いてある以上しかたないという外形上の意思とがときどきずれるわけです。ずれた時に、主観的な意思が執行可能だとすると、世の中ひっくり返ってしまう。じゃあ今の法律を使って、理論上どうやってディフェンスをするのかという。

宮下：民法94条2項【⑩】のような条文の類推適用をするとか？ 要するにインターネットという多くの人が見るところにデータを置いて、みんなが見ていることを知っているのに、それを防ぐための措置を講じないで放置していたということが、外形を信頼した者の保護を優先するための根拠になるという理屈ですが。

寺本：外観に対する信頼の保護ですね。インターネットの世界に情報を置いたということは、その外観を信頼したエンドユーザーは、日本法によって保護される。

宮下：そういう理屈で考えると、外形に対する信頼を基礎付ける事実を覆すことをきちんとしている人は、「それは認めていないだよ」とあとで言える。つまり「OKボタンを押した人しか次は入っちゃダメ」というところまでシステムを作って、「その先にアクセス認めない」ときちんとして表明している人にはこの民法94条2項みたいな

ネットワーク知的著作権研究会

弁理士 松倉秀実
Hidemi Matsukura

弁護士 宮下佳之
Yoshiyuki Miyashita

弁護士 寺本振透
Teramoto Shinto
<http://www.terra.gr.jp/>

聞き手：本誌編集長 中島由弘

規定は適用されず、あとで権利を主張できることとなりますね。

寺本：そうすると、そのOKボタンやゲートの作り込み方はどうなるんでしょうね。たとえばOKボタンを押して次のところに行くとしても、単にURLを入力してしまえば行ってしまうサイトって腐るほどありますよね。

宮下：特にリンクが張られていて、ダイレクトに下の階層のページに飛べる時は、ユーザーはそういう条件が提示されているのを知らないこともありうる。

寺本：とりわけinfoseekみたいな全文検索のやつだとね。

著作権法自体をベースにして原告側あるいは被告側で争うのであれば、たとえば原告側は、著作権法の中では建物についてはわざわざ明文で例外規定を書いているが、インターネット上に置いてあるものについては明文の規定がない。明文の規定がないものには例外を認めるべきじゃないという言い方をするだろうし、逆に被告側なら、建物であら書いてあるんだし、当時はインターネットなんてなかったわけで、立法したところに存在したものについて妥当な結論が出るように法律が用意されているんだから、インターネットについても類推解釈かなんかをして面倒を見ると言うんでしょうね。その時に、わざわざインターネットについて立法すべきなのか、それとも従来の法の規定の中に置いちゃうべきなのか。

急速な変化にあって 敢えて「残す」必要

松倉：逆に、古いキャッシュを残しておくという希望も出てきますよね。我々の特許の世界では、ホームページに載せられたデータは先行技術文献として審査資料にすることが検討されているんですけど、そ

の場合にそのページがいつの時点で存在していたのか、いつあったのかということを証明しなければなりません。これがとても難しい。たとえばログをとって、そのページを日付とともに何らかの形で残しておきたいという要請があるんです。そうすれば、この記録を基に他人の特許を阻止できることになります。

宮下：個人レベルで個々のデータを持っている分にはいい気もするんですけどね。

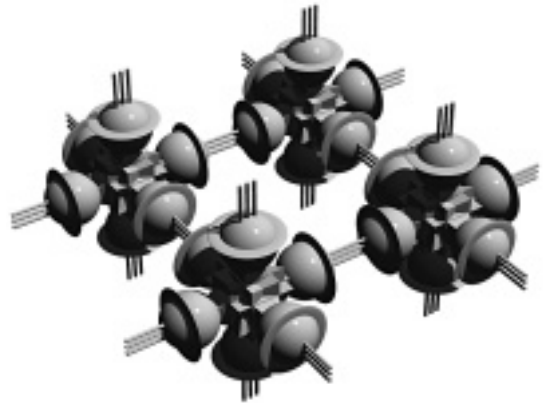
寺本：個人レベルはもともと家庭内コースだし、コピーした時点では明らかに合法ですもんね。

宮下：少なくとも積極的に削除する義務はないんだろうと思いますけどね。

中島：参考文献としてURLを指し示す場合、1か月後とかに参考文献とした場所が変わってしまう可能性があります。でも当時は確かにそこにあって、その前提の上でできている。じゃあURLを含めたページそのものを残さなきゃいけないのではないか。URLのバージョン管理、タイムスタンプみたいな話題も出てくると思うんですよ。それがどんどん溜まってくると、たとえば1998年12月22日のウェブの状態みたいにどんと戻せる。そういうものも必要になるのかもかもしれませんね。

寺本：必要性はわかるんだけど、あそこでウソ書きちゃった、あの分を直してアップロードやりなおさなきゃというのがないですか。よくあるのが役所の中間報告を見て、それをコテコテにけなすような意見書出すと、次の日には「あ、消えてる」とか（笑）。役所なんかは絶対、出た時点の情報を全部国会図書館に収めるとかしてくれないと困りますね。

【①】 実際の権利関係に合致しない不動産の登記があるのに、それを是正せずに放置した者は、登記簿上の表示を信頼した者に権利を主張できなくなることを根拠付けるために引用される条文。



宮下：残しておくニーズと、発信者側が適宜更新できるようにしてあげるニーズをバランスよくとることが必要でしょうね。

松倉：インターネット公証役場みたいなものも必要になってくるかもしれませんね。このページの確定日付が欲しいというボタンを押すと、そのページのデータに不可視認証が入って送られてくるとか(笑)。そういう公的証明力の高いセンター的なものを作ってほしいというのはありますね。もしかすると21世紀にはネットワーク公証ビジネスが栄えるのかも……。

個人はメディアになりえないか

中島：企業であれば法務部もあって、どういうリスクがあるかを弁護士の方と検討するのは可能なんですけど、個人ではなかなか検討しにくい。インターネットで誰でもメディアが持てる時代になるっていう夢を持って始めて、実際そうなどいるんですけど、今になると半分嘘だったのではという気もするんです。実際メディアを持つことは、リスクの検討もしないといけないしお金もいる。企画だけではなく、その周辺のことが揃ってこそメディアであり、個人はそう成り得ないんじゃないかという失望感のある人も多いと思うんですが。

宮下：メディアを持つというのはそれだけ責任もあるわけですよね。これだけ情報発信をして、世界中の人が見るようなことをするわけだから、迷惑がかからないようにすることは必要でしょう。ただ、あんまり萎縮しても表現の自由っていうものは失われちゃうし。迷惑にならないように配慮しつつ、リスクをきちんと分析して、その上で自分なりの情報発信をしたほうが知りたい人のためにもいいと思ってやれるか。そのあ

たりのセンスになってくるんじゃないかと。

寺本：そこはやっぱり公德心の問題だから、小学生くらいから教育しなきゃならない。そこで例の運動会騒音問題が出てくる。運動会当日やかましいのは、近所の人も勘弁してやればいいし。近所の子が走ってるんだから。問題は練習の時期ですよ。練習で学校の先生が、ヒステリックに子供に怒鳴るのを1週間続けた場合、近所の人は耐えられるかと。それで文句が来ても、学校はこれは教育活動なんだから我慢しろと高圧的な返事をする。まったく音を出さないのもおかしいし、いくらうるさくても学校だからいいというのもおかしい。その辺のバランスを考える発想が教育者自体にないから、そこで育てられた生徒はどうなるんだということになりますよ。

宮下：世の中にいろいろなトラブルがあって、そのトラブルをどういう風に解決したらいいかをみんなで試行錯誤して考えていき、ある程度ルールが出来ていくということかな。

寺本：トラブルがない状態というのは理想的じゃないと思うんですよ。トラブルがあるんだけど、それを自分たちで解決するために、極端じゃない結論を話し合ってみていけるだけの素質が市民にあるかどうか。

松倉：それにはやはり精神が成熟している必要がありますね。ネットワーク社会では年齢や世代のような概念が存在しないわけです。実際に会って話をするときには相手の年齢や容貌を前提に会話が進むわけですから、相手が年少者ならばある程度の生意気なしゃべり方も許してしまうわけです。しかし、ネットワークではそのような前提がないので、ちょっとした表現に出会っただけでもカチンときてしまう。ときとして裁判沙汰にまでなってしまう問題も、元はこのようなちょっとしたネット喧嘩が発端

ということがほとんどじゃないでしょうか？

宮下：そういう意味じゃ教育も重要なんでしょうね。情報発信でいくと、ピラを配ったり、アンケートを取ったりといったことを街頭でやるなら、もらいたくなかったらもらわなければいいし、答えたくなかったら答えなければいいし。ところが列に並んでいる人のように、その場を逃れられない人のところに行って強要することになると、やっぱり問題がある。いいことをやってるという意識が強すぎて、逆に押し付けがましくなったりとか、実は迷惑をかけていることに気がつかなくなるのはどうかな。

寺本：昔に面白いなと思ったのは、朝日新聞かなんかの投書欄で、車内販売がうるさいのもっと静かにしろって投書があって、それに対してアルバイトしてる人から、私たちだって一生懸命やってるんですって。一生懸命やってるからうるさくていいんかいって(笑)。ホームページでも、私たちは一生懸命やってるのにどうして著作権問題ごちゃごちゃ言われるんだろってなるとねえ。

金融とインターネットの共通点とは

寺本：私は金融屋ですが、金というのは情報の一番抽象的なもので、みんながお互いに支えあっている。たとえばアメリカの銀行がどこかぶつぶれたら、日本でもブラジルでも全部おかしくなる。だから公的資金の注入をしなきゃいけないっていう問題もあるわけです。インターネットも誰かがやっているんじゃなく、常に全部が結びついて情報が流れ続けているから意味がある。そこで言葉やグラフィックといったデータも、金という抽象的なデータの流れ方にすごく近づいてきたのかなと思ってますね。それと、金融は金を持つてる人が持っていない

い人に貸すんじゃなくて、自分の上を金がたくさん流れていく太いパイプを持っている人が、その流れの一部を分けて、金を欲しがっているところに流す仕組みなんです。インターネットの情報の流れ方の仕組みは、細い線や小さいサーバーしかないところから、太いところに流しつつ、どのルートを通って目的のところにいくのかわからない。同じことで、たとえば今日私が日本の銀行のATMに1万円預け入れたとして、明日ブラジルのATMからキャッシュローンで50ドルくらい借りる人がいる、それが何かのルートでつながっているんですね。そのへんがピラミッド構造の従来の電話とかパソコン通信と違って、インターネットの線の結び方、情報を流すルートというのが非常に金融に似ていて理解しやすかった。

また、金は持っていることに意味があるんじゃない、流すことに意味がある。右から入ってきたものと、左から出て行くものが常に滞らないから、中にある金融機関が生きていけるんですね。証券についても一緒で、株を貯めこんでも意味がないわけで、買って売り買って売りを繰り返して、損も得もするけど常に動き続けることが商売なんです。インターネットは情報を世界中でやり取りする一番いい手段で、それは金融ネットワークに匹敵する情報のネットワークなんです。せっかくそういうものがあるのに「この情報は俺のものだ」とかって、なんで囲い込むんだと。流せよと。実際に金ほど匿名性があるわけじゃないから、囲いたい気持ちもわからんではない。でも「どんどん使ってくれ、使ったら1回セントもらいますよ」という仕組みを積極的に採用すればいいんじゃないかと、商売の面から思いますね。

宮下：「俺のものだ」と言いつつも情報の流れを円滑にするには、暗号化したボック

スに入れて流して、使いたい人はお金を払って開封して使うと。そういう技術を活用する方法はあるでしょう。

寺本：たとえば金融の商品は、1つの金融機関だけが1つの商品を独占していても意味がない。真っ先に商品を開発することには意味があるんだけど、それをみんなが真似してくれないと、大衆投資家が入ってこないから逆に資金量が減っちゃうんですよ。真似してもらうことに意味がある。その時、知的財産をあまりにうるさく言う法務部がいて、これに特許をとって他の金融機関に使わずなとかいうと、困るなあ。

宮下：情報や財産的価値の囲い込みをすることによってビジネスをするという、比較的昔のビジネスモデルと、流通させることで広く使ってもらって、そこからお金を取るというビジネスモデルへの、過渡期というか変動期なんですかね。

寺本：あるビジネスモデルがあって、それを普及させていく時に、最初にやった人はいろいろな取引のクリアリングハウスになっていける可能性があるわけですよ。クリアリングハウスの信用とマージンって莫大なものですから、なんでそっちに行かないのっていう気はしますね。

宮下：そういう試みはかなり出てきつつあるだろうとは思いますが、インタートラストというアメリカの企業がやっているデジボックスってあるんですが、あれってラップして、暗号化して、それをどんどん流通させるけど、開けるためにはクリアリングハウスにお金を払わなくちゃいけない。考え方としては非常に合理的で、ビジネスモデルとしてかなり進んでいると思います。

寺本：暗号と言えば、暗号屋さんに反省してもらわなくちゃいけないのは、常に安全な暗号が必要なわけじゃないってことです。たとえば100円のもの売るのに、なんで

ごっつい暗号がいるのか。100円を払う手間と暗号を壊す手間と、どっちが大きいかわけだけ考えればいいわけで。昔問題になったことで、あるメーカーのスーツケースのカギが全部同じだったというのがありましたよね。日本人はカギは全部違うものだって安心してきって、スーツケースにパスポートとか現金とか入れてどんどん盗まれて(笑)。でも100円くらいのデータだったら、開けようと思えば開けられるカギでもいっけですよ。半分くらい開ける人がいても、暗号屋に払う金より儲かった金のほうが多ければいいじゃないか。その辺のトータルで利益が出ればいいという感覚が、いまいち日本人にはないなあ。

宮下：インターネットのようなツールというのは、コストパフォーマンスを考えてビジネスモデルを作っていくためにはいいツールだと思いますね。あんまり厳格にガチガチのシステムを作れば、変化の激しいインターネットの世界では長く続かないでしょうし、適度に妥協しつつ、柔軟なビジネスモデルを作らないと商売にならないですからね。

(次号に続く)

e-mail  ip-law@impress.co.jp

皆様からのご質問、ご意見は、こちらのメールアドレスで受け付けております。お待ちしております。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp